

2025 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 K A D O K A W A
代 表 者 名 取締役 代表執行役社長 CEO 夏 野 剛
(コード番号：9 4 6 8 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション局長 大 上 智 之
(TEL. 0 3 - 5 2 1 6 - 8 2 1 2)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 25 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 204,576 株
(3) 処分価額	1 株につき 4,028 円
(4) 処分価額の総額	824,032,128 円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（社外取締役を除く）3 名 59,850 株、 執行役 4 名 45,704 株、 執行役員 14 名 99,022 株

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2024 年 5 月 23 日開催の報酬委員会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役及び執行役員のうち当社の定める基準を満たすもの（以下「対象役員」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、当社の取締役（社外取締役を除きます。）3 名、執行役 4 名及び執行役員 14 名（以下「本対象 役員」といいます。）に対し本自己株式処分につき現物出資財産として払い込むことを条件に金銭報酬債権合計 824,032,128 円を支給することを決議するとともに、本対象役員に対し本自己株式処分を行うことを決議いたしました。なお、2025 年 5 月 21 日開催の報酬委員会において、本制度の内容のうち譲渡制限付株式の譲渡制限期間を払込期日から報酬委員会が定める日までの間とする旨改定した上で、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上の実現に向けてのインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、後記 3 のとおり、譲渡制限期間は 2028 年 3 月 31 日までとしております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と本対象 役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間 2025 年 7 月 25 日～2028 年 3 月 31 日

本対象 役員は、上記期間中は、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

（２）譲渡制限の解除

当社は、本対象 役員が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において本対象 役員が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。ただし、本対象 役員が、死亡その他当社の報酬委員会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役又は執行役員のいずれの地位からも退任した場合、当該退任の直後の時点をもって、本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

また、譲渡制限期間中に、本対象 役員が死亡その他当社の報酬委員会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合、同契約で定める数の本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、本対象役員が専用口座を開設し、管理される。なお、当該証券会社は大和証券株式会社を予定しております。

（５）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の報酬委員会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値 4,028 円といたしました。本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

以 上